リスクアセスメントで作業マニュアル　実行します安全作業

陸運と安全衛生

平成 25 年 4 月 №525

発行所 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
〒108-0014 東京都港区芝 5 丁目 35 番 1 号
産業安全会館内 ☎03-3455-3857 代表
http://www.rikusai.or.jp
会員の方の購読料は会費に含まれております。
（印刷物による年間購読料 3,600 円）

○ わが社の災防活動 朝日物産㈱ 種子島営業所 (1)～(3)
○ 平成24年度ブロック支部長・事務局長会議開催 ……… (3)～(4)
○ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のポイント …… (4)
○ 安全管理士の着眼点 …… (5)
○ 「安全衛生標語」募集のご案内 …… (6)～(7)
○ 「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」受賞者のご紹介 …… (7)
○ 平成25年度 陸災防の主な行事予定 …… (8)
○ メールマガジンご登録のご案内 …… (8)
○ 労働災害発生状況 …… (8)

活 わが社の災防動

第 48 回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会「優良賞」受賞事業場

作業効率と安全作業

朝日物産株式会社 種子島営業所　取締役所長 平石恒徳（鹿児島県支部）

はじめに

この度「第 48 回全国陸上貨物運送事業労働災害防止協会」において「優良賞」の栄誉に授かり、誠にありがとうございました。これもひとえに陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部様、また鹿児島県トラック協会様並びに各関係団体の皆様方のご指導の賜物と役職員一同、心から深く感謝申し上げます。

弊社は、鹿児島県の種子島において、サトウキビを原料として砂糖を製造しています新光糖業株式会社の物流部門として、昭和 35 年に、一般貨物運送事業免許を取得し、種子島営業所を開設しました。

当時は 6ｔ車 3 台からスタートし、サトウキビの輸送を主に行って参りましたが、その後、種子島においてサトウキビ栽培は基幹産業ということで、農家から出されるサトウキビは、JA が一括で輸送を行うことになりました。現在は工場内での作業と、出来上がった製品（砂糖）をフォークリフト 10 台と 4 台の大型トラックで輸送を行っております。

弊社は、「離島から内地への輸送」という一般的な輸送形態とは異なる作業を行わなければなりません。「工場から港の倉庫へ輸送し、倉庫から海岸に横持ち輸送、本船への船内荷役、目的地港での船内荷役、倉庫までの横持ち」と目的地までの作業を一括で請負、単なる陸上輸送では考えられない作業工程を行って参りました。この作業工程を安全で効率の良い作業にする為に、独自のコンテナーを製作し、一つのサイクルとして運用しています。おかげさまで、安全対策、作業効率両面で順調に成果を出しております。

安全衛生の取組

①　製糖操業期間外の活用

製糖工場の操業期間を労働者が安全で健康な作業を行えるように、毎年操業期間外に安全衛生に対する取組を行っております。

- 季節産業のため、従業員の入れ替りが多少あることにより、各種安全衛生教育の受講や技能講習の取得を必要とする場合は、この期間に集中して受講させています。
- 操業期間は、連続で 5 か月を要する為、従業員の健康管理が難しくなります。この期間に健康への不安を起こさないよう、操業期間外に健康診断の受診、二次検査の受診を推奨することにしています。
- 安全教育の一つとして KY トレーニングを行い、操業期間に活用するようにしています（**写真 1**）。
- 操業期間前の安全教育を一日かけてじっくり行い、作業工程の中で安全に作業を行う為にはどうすれば良いか議論を行います。「会社への要望、各担当への安全意識」等の意見を出し合い、操業期間の安全作業に努めています。

写真1　KYトレーニングの様子

②　毎日の安全対策

天候や作業内容等を含めて安全対策として、全体朝礼を操業期間毎日行っています。

- 作業内容によって安全意識の確認を行う。
- KYTの実施。
- 安全標語の唱和を行う（**写真2**）。

写真2　安全標語の唱和

③　ドライバーへの健康管理と安全対策を踏まえた運行管理

毎日の全体朝礼前に、ドライバーへの健康管理と安全対策を踏まえた運行管理を行っています。

- 点呼を細かく行い健康管理を行う。
- 作業の内容を説明すると同時に安全への指導を行う。
- 天候、交通事情に合わせた安全運転の指導を行う。

④　作業中の服装への管理

操業期間が冬場ということで、作業中の服装を重要と考えています。

- 厚着で動作が鈍くならないよう、ヒートテック（防寒用下着）などの着用。
- 寒風防止のヤッケ（フード付きの上着）をつなぎ服に統一。（ひっかかり防止）

⑤　使用機材の集中管理

操業期間外にあらゆる機材、道具を一つ一つ点検修理を行います。

フォークリフト等の年次検査も特定自主検査の有資格者3名で行い、専門業者で行えば費用が掛かることも時間をかけて完全に直すようにしています。また、その他作業に使う道具等もこの時期に完全に修理し、操業期間の安全対策を怠らないようにしています。

作業の安全と効率

弊社は、作業効率を上げることにより安全が保たれると考えています。作業効率が上がることにより、従業員の安全も作り出せると考えます。

従業員全員で長年取り組んでいることがあります。

①　作業効率を上げる環境の整備

- 機材の点検整備を怠らない。
- 機材、道具の収納を適切に行う為に収納箱の整理。
- 作業場を広く安全に使用する為に日頃の整理整頓を怠らない。

②　作業に使用する道具の提案

- 製品の積込作業を安全かつ効率よく行う為にコンテナー等の開発。
- 作業に使う道具の提案。

このような取組の中で、画期的なコンテナーを生み出し、それを現在使用しています。

作業で袋物製品を多く扱う中で、種子島から内地の揚げ地倉庫迄の大量輸送は多くの人力を必要としていました。それをなくす為に市販のコンテナー利用を考えましたが、回収に係るコスト等の投資効果が出ませんでした。多くの人力で作業させることは見る限り安全作業とは言えず、管理・監督を厳しくして安全を何とか維持していました。現在は、弊社独自のコンテナーを開発して、工場から揚げ地倉庫への保管前にコンテナーを回収し、収納箱に保管して本船に積込み、種子島へ持ち帰るサイクルを確立しています。それにより、省力化となり、安全で安心な作業を生み出すことが出来ました。

将来、弊社の労働災害を防止するうえで「作業の安全と効率」を永遠の課題として取り組んで参ります。

おわりに

近年、フォークリフト等重機の災害事例が多いと感じられます。弊社は、この様な事態を重く受け止めて、重機等の安全運転をしっかりと行うことを従業員とともに認識するとともに、指差呼称を励行し安全な作業を確立して参ります。

小規模な事業所ではありますが、無事故で安

全な事業所と言われますよう努力して参ります。「優良賞」の受賞を従業員にも報告し、この賞に恥じぬよう今後も努力することを話し合いました。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会様をはじめまして、鹿児島県トラック協会様、各関係団体様方には、今後とも、更なるご指導の程、宜しくお願い申し上げます。

平成24年度ブロック支部長・事務局長会議開催

「平成25年度事業計画（素案）」等を審議

平成24年度のブロック支部長・事務局長会議が、2月7日－九州・沖縄（鹿児島）での開催を皮切りに、2月8日－近畿（大阪）、同12日－中国・四国（徳島）、同22日－東海・北陸（金沢）、同26日－北海道・東北（仙台）、3月4日関東・甲信越（東京）の順に、各支部長、事務局長と本部役職員が出席して開催された(括弧内は開催地)。

会議では、事務局から平成25年度から新たに始まる「厚生労働省　第12次労働災害防止計画（案)」の概要の紹介をはじめ、「平成25年度事業計画（素案)」の説明、厚生労働省改革検討専門委員会報告書への対応の説明等を行うとともに討議がなされた。このうち、報告書に関し、理事数の大幅な変更については、更なる検討が必要なこと、また、都道府県トラック協会の公益認定を受けるに当たっての陸災防の役員数についての見直し、最近の支部財政の厳しい中での今後の陸災防の組織の在り方等について議論がなされた。

本部からの事業計画（素案）の説明概要については以下のとおりです。

平成24年の陸運業の労働災害の発生状況は、「死亡災害」は、122人（速報値)、対前年比8.9%増となっており、一方、「死傷災害」は、荷役関係災害を中心に対前年比0.4%増（速報値）と3年連続の増加傾向にある。

死傷災害の内訳は、荷役運搬関係の作業によるものが約7割を占めており、そのうち墜落・転落が最も多く約3割を占めている。また、荷役運搬関係災害の7割近くが荷主の構内等で発生している（厚生労働省調べ)。

また、平成25年度から新たに始まる、「陸上貨物運送事業労働災害防止5か年計画」の初年度として、目標達成のため、本部・支部一体となって、総力を挙げて取り組むものとする。このため、事業計画素案においては、**「事業場の安全衛生水準向上の取組の推進」、「荷役運搬作業の安全の確保」、「交通労働災害の防止」、「健康の保持増進対策の推進」**等を重点として、次のような労働災害防止活動を展開していくこととしている。

○　事業場の安全衛生水準向上の取組の推進

リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムなど事業場の安全衛生水準向上の取組を、経営首脳が先頭に立って組織的な取組を進める。

- 新たに策定した「陸上貨物運送事業労働災害防止5か年計画」の初年度として、周知と目標達成に向けた取組の推進
- 陸運労災防止規程の周知と遵守の徹底
- 安全衛生水準向上の取組の推進（「特定事業場制度」の推進）

労働災害防止に積極的に取り組もうとする中小規模の事業場の安全水準の向上を図る「特定事業場制度」の推進

○　荷役運搬作業の安全の確保

- 荷役災害防止ガイドライン等の周知

厚生労働省が新たに策定する「荷役災害防止ガイドライン」及び「モデル運送契約書」の周知

- 「荷役安全作業マニュアル」、「荷役安全設備マニュアル」の周知
- フォークリフト荷役安全作業評価制度の運用検討

○　交通労働災害の防止

死亡者数の約5割が交通労働災害によることから、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底を中心として、交通労働災害の防止を進める。

- 「ガイドライン解説書」を活用した周知徹底
- 高年齢運転者の交通労働災害等の防止

「高年齢に配慮した交通労働災害防止のすすめ方」（パンフレット）等を活用した高年齢労働者の交通労働災害等の防止

○　健康の保持増進対策の推進

脳・心臓疾患等の労災認定件数が依然として多いこと等を踏まえ、労働者の心身両面にわたる健康の保持増進を進める。

- 一般定期健康診断の実施と事後措置の徹底
- 「過重労働による健康障害防止のための総合対策」の周知及び指導援助
- 過労死等の予防についての理解の促進

「労働災害としての過労死等を理解するた

めの基礎知識」（パンフレット）等による過労死予防理解の促進
- メンタルヘルス対策に関する情報の収集等

○ **安全衛生教育の徹底**

各種安全衛生教育を実施するとともに、その受講を促進する。
- 技能講習等の適切な実施
- 陸災防インストラクター養成講座の開催
- 教育支援制度の活用によるリスクアセスメント研修など行政通達等に基づく安全衛生教育の推進の支援

○ **安全衛生意識の高揚**

各種行事、広報を通じて安全衛生意識の高揚を図る。
- 全国安全・労働衛生週間等の取組
- 夏期及び年末･年始労働災害防止強調運動の実施
- 「第49回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会」（11月21日東京都港区）の開催
- 「第28回全国フォークリフト運転競技大会」（9月29日埼玉県深谷市）の開催

この後、事業計画素案等について、意見交換がなされた。

本部においては、今回のブロック会議でいただいたご意見、ご要望等も踏まえ、所要の修正等を加えた上で、所要の手続を経て、事業計画案を5月20日に開催する理事会・通常総代会にお諮りすることとしている。

※ 平成25年度事業計画は、決定次第当紙及び当協会ホームページ等に掲載予定

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のポイント

平成25年3月25日に厚生労働省から標題のガイドラインが公表されたので、そのポイントを紹介します。なお、ガイドラインの原文は陸災防ホームページをご覧ください。

1 ガイドラインの目的は、陸運事業者の労働者が行う荷役作業における労働災害を防止することです。

2 陸運業の労働災害の7割が荷役災害で、その7割が荷主等の構内で発生しています。そのため、ガイドラインでは、「陸運事業者の実施事項」と「荷主等の実施事項」を示しています。

3 陸運事業者の実施事項

① 荷役災害防止のための担当者を指名し、必要な対策に取り組ませること。また、荷役災害防止に必要な教育の実施

② 荷役作業従事者、作業指揮者等に対する安全衛生教育の実施

③ 荷主等の事業場における荷役作業の有無の確認と適切な対策、荷役作業を行う作業環境や作業内容に配慮した服装・保護具、作業場所の安全な環境の確保

④ 荷役作業における、墜落・転落災害、フォークリフト災害、ロールボックスパレット災害、転倒災害、腰痛症等についてガイドラインで示された労働災害防止措置の実施

⑤ 「荷役作業における役割分担の明確化」「荷役作業実施における陸運事業者と荷主等との連絡調整」など陸運事業者と荷主等との連絡調整

⑥ 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の疲労に配慮した運行計画の作成

⑦ 陸運事業者間で業務請負等を行う場合の必要な措置の実施

4 荷主等の実施事項

自社構内で荷役作業を行う陸運事業者の労働者が被災しないよう次のことを実施。

① 荷役災害防止のための担当者を指名し、陸運事業者の荷役災害防止担当者が行う労働災害防止のための措置に連携して取り組ませること。また、荷役災害防止に必要な教育の実施

② 運送発注担当者等への改善基準告示の概要の周知

③ 荷主等の労働者への荷役運搬機械に関する安全衛生教育の実施

④ 必要な荷役作業の陸運事業者への通知、余裕をもった着時間の設定、荷役作業を行う場所の安全な環境の確保、陸運事業者の労働者との混在作業の場合の調整

⑤ 荷役作業における、墜落・転落災害、フォークリフトによる災害、ロールボックスパレットによる災害、転倒災害、腰痛等の災害などについてガイドラインで示された対策の実施

⑥ 「荷役作業における役割分担の明確化」「配送先における荷卸しの役割分担の明確化」「荷役作業実施における陸運事業者と荷主等との連絡調整」など陸運事業者と荷主等との連絡調整

⑦ 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の疲労に配慮した着時間の弾力化

⑧ 陸運事業者間で業務請負等を行う場合の必要な措置の実施

安全管理士の着眼点

ロールボックスパレットにもひと工夫！

安全管理士　中尾　陽

厚生労働省が運営するホームページ「職場のあんぜんサイト」にある「労働災害（死傷）のデータベース」を見ていたところ、興味をそそられたのでフィルターを掛けて検索してみました。

平成21年に発生した死亡及び休業4日以上の災害から無作為に25%を抽出し、それをデータベース化したものです（編集注：3月21日に平成22年のデータが掲載されました。）。

この25%のサンプルの中から道路貨物運送業における災害について、人力運搬機（ロールボックスパレット、台車、カーゴテナーなど）が起因する災害を抽出したところ145件ありました（道路貨物運送業4,051件のサンプル）。

この145件の内、47件が骨折という結果となっており、重症化していることが分かりました。

物流形態の変化から人力運搬を補助する道具が重宝されてきていますが、ひとたびこの道具が凶器と化し、災害を発生させていることがこのデータからも読み取れます。

次に人力運搬機による災害発生を防ぐ方法の現状について見てみると次のような状況となっています。

職場のあんぜんサイト　死傷災害データ

データの分類、分析ができているが災害が発生した個別の原因や対策には踏み込んでいないようにみえる。

JIS規格

構造や強度及び製品試験の記載はあるが、取扱いや作業に関する説明などは見当たらないことが多い。

メーカーの取扱説明書

メーカーのインターネットサイトからは、ほとんど詳細な取扱いに関する説明を見つけられない。

自社製品のセールスポイントのみを記載しているに留まっているところが大多数である。

陸災防発行のテキスト「作業指揮者必携」

ロールボックスパレットの積卸し作業で取扱いの留意事項については触れている。

実際に作業をしている作業者に対してどのような教育を施していけばよいのでしょうか。

災害を元に製品をどのように改善していけばよいのでしょうか。

当紙平成24年12月№521掲載の「安全管理士の着眼点」と同じようにヒントを求めて、英国労働安全衛生庁のサイトをネットサーフィンしてみました。

面白いレポートが掲載されていたので紹介します。

レポートの基本データは、次のとおりです。

	データA	データB	データC
集計期間	1998-2000	1994-1995	1999-2000
サンプル数	1,350件	不明	2,292件
死傷者数	45名	132名	426名
負傷箇所・発生件数	腕 8件 背・腰 7件 足 5件	足・くるぶし 19件 背・腰 11件 腕 9件	手・指 103件 足・くるぶし 87件 背・腰 67件
負傷時の作業状況	方向転換 15件 積卸し 14件 走行 7件	積卸し 22件 方向転換 21件 走行 13件	引っ張る 187件 押す 30件

残念ながら、これらのデータからは重症化しているかどうかは、読み取れません。

しかし、方向転換時や台車・ロールボックスパレット等を引く作業の時に災害が多く発生していることが分かります。左記の日本におけるデータをもっと詳しく分類するとどのような作業状態の時に災害が多く発生しているかが分かるのではないでしょうか。

日本でも一般的には押す作業を推奨していますが、納得できるレポートだと感心しました。

このレポートは最後に、次の4点について触れています。

1	引く作業を押す作業へ
2	手・指の負傷を防止するためのハンドルの考案
3	押す作業を励行させるために力の作用点を常に意識させる作業者教育
4	作業手袋、安全靴、くるぶし・アキレス腱を保護するパッドやガードの装着

上記、1・3・4項は、日本でも取組がみられる内容ですが、2項の「手・指の負傷を防止するためのハンドルを考案する」などは、リスクアセスメントでいう技術的な工学的対策ではないでしょうか。

管理的対策や個人用保護具の使用で対応していくばかりでなく、押す作業や方向転換時に対応できる技術的な工夫をすることが災害の発生をさらに少なくする手立てではないでしょうか。

ハンドルの例

左図：取外し可能

右図：固定

左図のようなハンドルの取外しができるロールボックスパレットはあまり日本では見掛けません。

このあたりの工夫も災害の重症化を防ぐヒントかもしれません。

ご安全に！！

平成25年度「安全衛生標語」募集のご案内

当協会では、本年度も、陸運業で働く人々の安全と健康を守り、労働災害の防止に取り組んでいくことを呼びかける「安全衛生標語」を募集いたします。

入選作品は最も優れたものを入賞作品、それに次ぐものを佳作とし、平成25年11月21日（木）に東京都港区で開催いたします第49回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会において顕彰するとともに、当協会のホームページや広報紙「陸運と安全衛生」で公表いたします。

なお、入賞作品は、当協会の安全ポスターのスローガンに用いるなどにより、広く企業・事業場で活用していただくこととしております。

募集の目的

企業・事業場における安全衛生意識の高揚を図り、自主的な安全衛生活動の推進に寄与すること。

主催

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

標語のテーマ

次の3部門について、陸運業で働く人々の安全と健康を守り、労働災害の防止に取り組んでいくことを、具体的かつ簡明な表現で、呼びかけるもの

⑴「荷役」部門

荷役作業における労働災害の防止を呼びかけるもの

[テーマ例]

① 危険予知活動、リスクアセスメント等の実施に関するもの
② 法令の遵守や自主的な安全衛生活動の推進に関するもの
③ 荷主等との連携に基づく災害防止に関するもの
④ 荷役作業時の墜落・転落の防止に関するもの
⑤ フォークリフト等荷役運搬機械による災害防止に関するもの

⑵「交通」部門

交通労働災害の防止を呼びかけるもの

[テーマ例]

① 過労運転防止のための適切な休憩・休息の付与等に関するもの
② 交通KYT（交通危険予知トレーニング）の実施に関するもの
③ ゆとり運転や安全運転の実施に関するもの

⑶「健康・快適職場」部門

心身の健康の確保・増進と快適な職場環境の形成を呼びかけるもの

[テーマ例]

① 健康診断の実施と事後措置の徹底に関するもの
② 健康の保持増進に関するもの
③ メンタルヘルス対策や腰痛予防に関するもの
④ 作業環境等の現状把握、目標設定や職場改善の実施に関するもの

応募の資格

次のいずれかに該当する方（家族の方を含みます。）

⑴ 当協会の会員事業場の役員・従業員である方
⑵ 当協会の労働災害防止活動にご理解・ご支援をいただいている企業、団体、事業場等の役員・従業員である方
⑶ 当協会支部の役職員の方

応募の方法

⑴ 作品は、自作で、未発表のものに限ります。どの部門についても応募いただけますが、1部門の作品数は、お一人につき、3点以内としてください。

⑵ 応募用紙は、当協会のホームページからダウンロードできます。「平成25年度『安全衛生標語』募集のご案内」のページをお開きください。

この応募用紙は、「個人用」と「事業場一括応募用」の2種類があります。事業場で何人かの方々の作品を取りまとめて応募される場合には、「事業場一括応募用」の用紙をお使いください。

⑶ ホームページからダウンロードした応募用紙によらない場合は、応募作品のほか、必ず次の事項を記載した内容のものでご応募ください。

① 応募者の氏名とふりがな
② 応募者の勤務先
勤務先名（例えば、○○会社○○支店○○…○○課）・勤務先の住所・郵便番号と電話番号
③ 応募する部門の別（「荷役」、「交通」、「健康・快適職場」）

事業場で何名かの方々の作品を取りまとめて応募される場合には、どの作品がどの方のものであるかも明らかにしていただき、また、応募の取りまとめをされた方の氏名と連

絡先も記載してください。

⑷ 記入を終えた上記⑵又は⑶の応募用紙等は、E メール、ファックス、郵送（葉書、封書）等の方法により、当協会あてお送りください。

⑸ 上記⑵又は⑶の応募用紙等に記載された個人情報は、当協会が責任をもって管理し、入選作品の選考時における確認と入選の通知、賞品の発送及び入選者の公表のためのみに利用し、その他の目的での使用や第三者への提供はいたしません。

募集の締切

平成 25 年 7 月 31 日（水）（「夏期労働災害防止強調運動」の最終日）

郵送による場合は、7 月 31 日当日までの消印のあるものを有効とします。

入選作品

⑴ 入選作品数は、次のとおりとし、また、入選者には、表彰状のほか次の賞品をお贈りします。

	入選作品数	賞　品
入賞	3 作品（各部門ごとに、1 作品）	2 万円分の図書カード
佳作	3 作品（各部門ごとに、1 作品）	5 千円分の図書カード

⑵ 平成 25 年 9 月上旬に、当協会において入選作品を決定して、ご本人又は応募の取りまとめをされた方に通知いたします。なお、作品の文言について、より具体的かつ簡明な表現となるように、若干の変更をお願いする場合があります。

平成 25 年 11 月 21 日（木）開催の第 49 回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会の式典で、入選作品を発表するとともに、入賞者 3 名の方に対する表彰を行います。また、代表 1 名の方については、式典当日、当協会の会長から直接、壇上にて表彰状及び賞品をお渡しいたします。なお、自宅（又は職場）から大会会場（東京都港区）までの往復の交通費は、各自でご負担いただきますようお願いします。

⑶ 入選作品は、平成 25 年 11 月に、当協会のホームページや広報紙「陸運と安全衛生」で公表します（いずれも、作者の氏名、勤務先の会社、団体等の名称、所属する都道府県支部名を含みます。）。

⑷ 入選作品の著作権は、当協会に属するものとします。

また、入選作品は、当協会が作成する安全ポスター等でスローガンとして用います。

応募先・お問合せ先

〒108-0014　東京都港区芝 5-35-1
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
総務部 広報課
TEL ： 03-3455-3857　FAX ： 03-3453-7561
E-mail：h25hyougo@rikusai.or.jp

ホームページ

http://www.rikusai.or.jp/

平成 24 年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」受賞者のご紹介

平成 24 年度安全優良職長厚生労働大臣顕彰式典が平成 25 年 3 月 7 日（木）、女性就業支援センター（東京都港区）で開催されました。

この厚生労働大臣顕彰は、全国・全産業を対象として、高い安全意識を持って適切な安全指導を実践してきた優秀な職長を顕彰することにより、その職長を中心とした事業場や地域における安全活動の活性化を図ることを目的として、毎年度行われており、今回が第 15 回目となります。

今回は、146 名の職長の方々が顕彰（顕彰状及び徽章授与）の栄誉を受けられましたが、陸運業関係では、当協会会員事業場の 2 名の方々が顕彰を受けられましたのでご紹介いたします。

心よりお慶び申し上げますとともに、ますますのご活躍をお祈り申し上げます。

平成 23 年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」受賞者【陸運業関係】（敬称略）

都道府県名	氏名	所属事業場
埼玉県	松村考行	アサヒロジスティクス株式会社 吉見営業所
兵庫県	村上光三	日本通運株式会社 神戸支店 神戸コンテナ事業所

平成 25 年度 陸上貨物運送事業労働災害防止協会の主な行事予定

協会主催行事	安全衛生行事
理事会及び通常総代会 メルパルク東京:5 月 20 日（月） **夏期労働災害防止強調運動** 7 月 1 日～7 月 31 日 **第 28 回全国フォークリフト運転競技大会** 埼玉県トラック総合教育センター（埼玉県深谷市） 9 月 29 日（日） **第 49 回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会** メルパルクホール東京（東京都港区） 11 月 21 日（木） **年末･年始労働災害防止強調運動** 12 月 1 日～平成 26 年 1 月 31 日	**春の全国交通安全運動** ： 4 月 6 日～4 月 15 日 **交通事故死ゼロを目指す日** ： 4 月 10 日（水） **全国安全週間** ： 7 月 1 日～7 月 7 日 （準備期間 ： 6 月 1 日～6 月 30 日） **国民安全の日** ： 7 月 1 日（月） **秋の全国交通安全運動** ： 9 月 21 日～9 月 30 日 **全国労働衛生週間** ： 10 月 1 日～10 月 7 日 （準備期間 ： 9 月 1 日～ 9 月 30 日）

「陸運と安全衛生」の配布がメール配信に変わりました
メールマガジンのご登録をお願いします

「陸運と安全衛生」は、**平成 24 年 4 月号**より、電子メールによりご提供するメールマガジン「陸災防通信」の一部としてご提供する方式に変更となっています。

「陸災防通信」では、「陸運と安全衛生」の他に、労働災害の発生状況、新刊テキスト、講習会の案内、厚生労働省の最新情報等みなさまの労働災害防止活動にお役立ていただける情報を発信しています。

メールマガジンご登録方法につきましては当紙平成 24 年 3 月号または当協会ホームページをご覧ください。

業種別労働災害発生状況

業種＼項目	死亡 平成25年2月7日現在						死傷 平成25年1月末日現在					
	平成24年1月～12月[速報値]		平成23年1月～12月[速報値]		前年比較		平成24年1月～12月[速報値]		平成23年1月～12月[速報値]		前年比較	
	死亡者数（人）	構成比（%）	死亡者数（人）	構成比（%）	増減数（人）	増減率（%）	死傷者数（人）	構成比（%）	死傷者数（人）	構成比（%）	増減数（人）	増減率（%）
全産業	1,046	100.0	980	100.0	66	6.7	98,641	100.0	95,986	100.0	2,655	2.8
製造業	188	18.0	175	17.9	13	7.4	20,881	21.2	20,735	21.6	146	0.7
鉱業	5	0.5	11	1.1	−6	−54.5	223	0.2	259	0.3	−36	−13.9
建設業	362	34.6	333	34.0	29	8.7	19,882	20.2	19,168	20.0	714	3.7
交通運輸業	12	1.1	15	1.5	−3	−20.0	1,843	1.9	1,760	1.8	83	4.7
陸上貨物運送事業	129	12.3	123	12.6	6	4.9	11,677	11.8	11,590	12.1	87	0.8
港湾荷役業	5	0.5	9	0.9	−4	−44.4	204	0.2	210	0.2	−6	−2.9
林業	36	3.4	37	3.8	−1	−2.7	1,601	1.6	1,802	1.9	−201	−11.2
その他の事業	309	29.5	277	28.3	32	11.6	42,330	42.9	40,462	42.2	1,868	4.6

資料出所：厚生労働省

業種、事故の型別死亡災害発生状況（平成 24 年 1 月～12 月）

平成 25 年 2 月 7 日現在

	合計	墜落･転落	激突	飛来･落下	崩壊･倒壊	激突され	はさまれ･巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	その他
全産業	1,046	266	3	45	72	70	153	245	6	186
製造業	188	38	0	13	19	6	60	13	0	39
建設業	362	153	2	16	31	32	34	28	2	64
交通運輸業	12	0	0	0	0	0	1	7	0	4
その他	355	66	1	10	11	24	43	124	4	72
陸上貨物運送事業	129	9	0	6	11	8	15	73	0	7
同上対前年増減	6	−12	−1	3	7	4	0	9	0	−4

（注）この表の右端の列の「その他」は、「墜落･転落」～「交通事故(その他)」以外をまとめたもの
詳細は、陸災防ホームページ http://www.rikusai.or.jp に掲載